

○社会福祉法人下関市社会福祉協議会

交通遺児激励金支給要綱

〔 下関市社協要綱第38号
令和2年4月1日制定 〕

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人下関市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、交通遺児指定寄付を資金として、交通遺児に対し交通遺児激励金（以下「激励金」という。）を支給することによって、健やかな育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）交通事故

道路交通法に規定する車両及び路面電車に乗車しているとき又はこれらが運行しているときに生じた衝突、接触等の事故（自損事故を含む。）をいう。ただし、天災による事故及び故意または重大な過失がある事故は含まないものとする。

（2）親等 次に掲げるいずれかの者をいう。

ア 生計をともにしている父又は母

イ 生計をともにしている父又は母に代わるべき者（すでに父又は母がいない場合に限る。）であって、里親、児童福祉施設の養育者等以外の者

（3）交通遺児

交通事故により親等の一方又は双方を失った義務教育終了までの者で、下関市に住所を有する者をいう。

（4）保護者

親権を行う者、未成年後見人、その他の者であって、交通遺児を現に監護する者をいう。

（激励金）

第3条 激励金の額は、当該年度予算の範囲内において、交通遺児1人につき100,000円及び図書カード（10,000円分）又は子ども商品券（10,000円分）とする。

2 激励金は申請に基づき、保護者に対し交通遺児1人につき1回限り支給するものとする。

（申請）

第4条 激励金の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、交通遺児激励金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて本会会長に提出しなければならない。

（1）交通遺児の戸籍謄本

（2）交通遺児が属する世帯全員の住民票の写し

（3）交通事故による死亡であること及び事故発生日などが確認できる書類

（4）その他本会が必要とする書類

2 激励金の申請期間は、親等の死亡日から義務教育終了年度末までとする。

（支給の決定等）

第5条 本会会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給が決定したときは、交通遺児激励金支給決定通知書（様式第2号）を、支給しないと決定したときは、交通遺児激励金不支給決定通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

（激励金の返還）

第6条 本会会長は、申請時に偽りその他不正な手段により激励金の支給を受けた者に対して、すでに支給した激励金を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、激励金の支給に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

様式第1号（第4条関係）

社会福祉法人下関市社会福祉協議会
交通遺児激励金支給申請書

年 月 日

社会福祉法人下関市社会福祉協議会 会長 様

申請者（保護者） 住 所
氏 名 ㊟
交通遺児との続柄
連 絡 先

下関市社会福祉協議会交通遺児激励金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

記

申請金額		100,000円	
		<input type="checkbox"/> 図書カード（1万円分） <input type="checkbox"/> こども商品券（1万円分）	
交通遺児	現住所	下関市	
	氏名		
	生年月日	（ 才 ヶ月）	
死亡した親等	氏名	交通遺児との続柄（ ）	
	死亡年月日	年 月 日 時 分頃	
	事故発生年月日 及び場所		
振込先 ※申請者又は交通遺児の名義に限る。ただし、申請者のうち親権者でない場合は、交通遺児の名義に限る。	金融機関	口座の種類 普通 ・ 当座	
	支店名	口座番号	
	口座名義人（カタカナ）		

【添付資料】

- 交通遺児の戸籍謄本 交通遺児が属する世帯全員の住民票の写し
交通事故による死亡であること及び事故発生日などが確認できる書類
〈例〉交通事故証明書
死亡診断書又は死体検案書、病院の診断書等で交通事故と確認できるもの（写し可）
交通事故発生時の新聞記事で日付が確認できるもの（写し可）
その他 「通帳」の「名義と口座番号」の部分の写し